

産労政第587号
令和3年1月4日

一般社団法人埼玉県経営者協会
会長 石井 進 様

埼玉県知事 大野 元裕
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、県民の皆様、事業者の皆様にご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県の感染状況は、12月31日に過去最多となる330人の新規陽性者を確認しました。

また、首都圏全体においても感染が拡大しているため、1都3県で足並みを揃えた対策が必要であることから、国の要請等を踏まえ、同法第24条第9項に基づき以下のとおり協力を要請します。

なお、緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、必要な変更を行います。

については、県内企業やその従業員の方に周知をお願いいたします。

記

1 県民への要請

(1) 期間

令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

(2) 内容

午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

2 事業者への要請

(1) 営業時間の短縮等

ア 令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月11日（月）午後12時まで

・対象：さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

・内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

イ 令和3年1月12日（火）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

・対象：県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む）

- ・内容：営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前5時から午後7時まで

(2) その他

ア 期間

令和3年1月8日（金）午前0時から令和3年1月31日（日）午後12時まで

イ 内容

- ・テレワークの徹底（目標値：県内企業の50%）
- ・在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・職場・寮における感染防止策の徹底
- ・従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・全てのイルミネーションの早めの消灯

担 当 産業労働政策課 商工団体担当
電 話 048-830-3721
メー ル a3710-02@pref.saitama.lg.jp